

# 1 か月児健康診査のご案内

## ～生まれた赤ちゃんの健康のために～

♡出産おめでとうございます♡

生後1か月前後の乳児の発育や発達をみる健診です。病気などの早期発見、早期治療につながるため、健診を受けることはとても大切です。子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、1 か月児健康診査の費用助成を行います。

<b>対象者</b>	日置市内に住所を有する出生後 27 日を超え、生後6週に達しないお子さん <small>注)日置市外へ転出された場合、受診票の使用は出来なくなります</small>
<b>場所</b>	1 か月児健診を実施する医療機関
<b>助成費用</b>	一人当たり上限 6,000円 <small>注)受診医療機関により、負担金額は異なります。 注)上限を超えた分の差額は自己負担になります。</small>
<b>健診に持っていくもの</b>	母子健康手帳、1 か月児健康診査問診票
<b>健診内容</b>	身体発育状況 栄養状態 疾病及び異常の有無 ビタミンK2 投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与 等

### 《助成方法》

1 か月児健康診査を受診した医療機関で、健診費用を一旦支払った後に、助成(償還払い)の手続きを行ってください。下記書類をそろえて、問い合わせ先に提出してください。

### 《申請期限》

受診した日の翌日から 1 年以内

### 健診費用払い戻し申請に必要な書類等

- 健診診査受診費用償還払申請書兼請求書
- 医療機関の領収書(レシート不可)  
※領収書には受診者名、健診年月日、領収金額、医療機関名が記載されていること。  
※受診票に記載されていない健診項目については対象になりません。
- 健診結果が記載された1か月児健康診査受診票(原本)
- 母子健康手帳(p14～18、p22～23)の写し
- 通帳の写し(銀行名・支店名・種別・口座番号・口座名義などが分かるもの)
- 印鑑



### 還付方法

申請からおよそ1か月前後に申請口座にお振込みいたしますので、記帳などによりご確認ください。

\*お問い合わせ先\* 日置市役所 健康保険課 健やか母子係 TEL:099-248-9421(直通)